

生保裁判連ニュース

第八号 一九九八・八
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(075-241-1344)

<p>福岡から全国へ</p> <p>「生活保護自動車裁判」勝訴の報生口</p> <p>弁護士 深堀 寿 美</p> <p>1. 「主文 被告が、平成五年一〇月一八日付でした、原告に対する保護廃止決定を取り消す。」やつた、勝訴だ。私は隣にいた弁護団事務局長と堅い握手を交わした。</p> <p>主文の朗読に続いて、判決要旨が朗読される。え?おかしい。弁護団の立論が次々と否定されていく。</p> <p>事務局長や私は、「もしかして、主文が間違っていたのではないか」とそんなことまで考えて背筋に緊張が走ったほどである。結局は弁護団の立論の、最後の最後の部分、「保護廃止処分が重すぎる」ということで、本件処分が違法と言っているに過ぎない。勝訴の感動もつかの間、私は少し重い気分になってしまった。</p> <p>2. 事案は、ご存じの通りと思うが、こうである。大牟田市に住む母子家庭の母親が、四人の子どもを育てるにあたって、低収入のため、生活保護を受けていた。身体が弱かったが、可能な限り働いて</p>
<p>収入を得たいと考え、給与の高い職場を探して就業したし、離婚した負い目を子どもに感じさせないよう、子どもの学校の用事も必死で参加した。交通事情の悪い大牟田市において、健康に留意しながら、仕事と家事の両立を計るのに自動車は不可欠だった。たまたま、近隣にいた親族や知人が使用者が間違っていた。ところが、</p> <p>大牟田市福祉事務所は、保護世帯</p> <p>一時的に貸し与えていた。母親はこの好意に甘え、仕事と家事を一</p> <p>生懸命こなしていた。ところが、</p> <p>4. ただ、判決は、右の合理性を認めつつも、借用の例外は現状より拡大して認められるべきである</p> <p>5. でも、私としては、やっぱり、裁判所はもっと生活保護法その他の規則の解釈に踏み込んで本件主文と同様な判断をして欲しかったし、借用を原則的に禁止というな</p>
<p>の関連規則、通知通達を見ても、本件のような借用を禁止した根拠は見当たらない。裁判の過程で、原告弁護団が実施機関である被告に対しても、処分の法的根拠を明らかにせよ、と何度も迫ったが、明らかにできなかつたのである。</p> <p>それなのに、この点について、判決は生活保護法四条等やそれ以外の取扱いの表面をなぞつただけで、それでも不合理ではない、と判示した。</p> <p>6. ともあれ、本件裁判は、被告大牟田市福祉事務所が控訴を断念して六月九日に確定した。判決当日、も</p>

<p>全国生活保護裁判連絡会交流会 第4回総会のご案内</p> <p>全国生活保護裁判連絡会は、以下の要領で「明るくかかる明日の福祉～なにわで育った福祉のネット～」をテーマとする交流会と第4回総会を開催します。既に案内が生保裁判連絡会から送付されているとは思いますが、ぜひともご参加くださるよう、お願い申し上げます。</p> <p>なお、お問い合わせは生保裁判連絡会事務局竹下法律事務所(TEL075-241-2244、FAX075-241-1661)までお願い致します。</p>
<p>日時：平成10年9月6日(日) 午前9時半開場 午前10時開会(午後4時まで) 会場：エル・おおさか(大阪府立労働センター) 〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 ☎06-942-0001 京阪電鉄「天満橋」駅下車、徒歩5分</p> <p>プログラム 午前の部 経過報告(生保裁判連絡会) 特別報告「増永訴訟勝利確定報告」(弁護士 深堀寿美) 記念シンポジウム「不況・リストラ下の生活保障・生活保護」～いま、貧困はどのように現れているか～ 午後の部 分科会 ①生活保護と介護保障 ②生活保護の補足性(資産と稼働能力の活用) ③社会保障ネットワークづくり</p>

用に批判を加えている。その点では、十分評価に値する判決だと考

えている。

5. でも、私としては、やっぱり、裁判所はもっと生活保護法その他の規則の解釈に踏み込んで本件主文と同様な判断をして欲しかったし、借用を原則的に禁止というな

い、というような判断をしているところが気に入らない。

6. ともあれ、本件裁判は、被告大牟田市福祉事務所が控訴を断念して六月九日に確定した。判決当日、もう一つの生活保護裁判、学資保険裁判の当事者の中嶋明子さんも駆けつけ、勝訴判決を祝うとともに、学資保険裁判も早期に勝訴判決を、と発言していた。



7月17日、広島県知事は福山市長による生活保護の変更処分を取り消す裁決を行いました。生活と健康を守る会が取り組んだ、この審査請求申立の報告をします。

福山市は今年4月に「中核市」に移行した県内第二の規模の都市です。ここに暮らすM山は45歳。自立神経失調症で働けず、娘2人と息子、孫2人の6人で生活保護を受けしていました。

今年4月1日、福祉事務所長は

Mさんに対して保護の変更処分を行いました。決定通知書記載の処分理由は「世帯員の削除」「加算の変更」でした。

実はこれに先立つ3月17日、福

祉事務所長はMさんに、昼間定時

制高校休学中の次女が働いてない

ので「稼働を開始した場合は平成

10年3月24日までに福祉事務所へ

「届出」をしてください。『届出

』がない場合は、平成10年4月1

日から次女を能力不活用により世

帯分離し、保護を適用しない手続

をします」という「指示書」を出

してきました。

一八歳の次女は決して遊び呆けていた訳ではありません。職に就く努力をしつつも、適当な仕事がなく働けなかったのです。福祉事務所から「指示」がでたからといつて簡単に就労できるものではあ

りません。結局職に就けずに、指定された3月24日を経過してしまいました。そして、担当CWからは何の連絡もないまま、変更決定通知が届いたのです。

相談を受けた生活と健康を守る会は、この処分には少なくとも二つの問題があると考えました。

ひとつは処分通知に記載された理由が充分でないことです。生活保護法(以下、法)56条は「正当な理由」のない不利益変更の禁止を

法25条は職権による変更処分の

理由が何であるかを方の趣旨に

基づいて明らかにするとともに、弁明の機会を省いてよいという主

でも出頭する可能性は少ない。

③弁明の権利を口頭で放棄した。

④3月24日に来なかつたので弁明の機会を放棄したとみなし。

⑤弁明に代わるものとして「届出」の機会を与えた。

⑥「届出」には不服があれば連絡しないとの内容を含んでいる。

という、むちやなものでした。

そこで反論書では付記すべき理

由はどの程度必要かを方の趣旨に

弁明の機会を省いてよいという主

張もしてないのに「本件処分の法的根拠」として指示書の発行や世帯分離、処分の適否について立ち入って

検討し、「違法ではない」と判断しております。この点は問題があるので

その一方で県知事は、私たちが主張もしてないのに「本件処分の法的根拠」として指示書の発行や世帯分離、処分の適否について立ち入って

検討し、「違法ではない」と判断しております。この点は問題があるので

ともあれ、「取消し」の裁決が出たことで一応の目的は達しました。

今後は、Mさんの世帯の自立を考えいくこと、本件のような乱暴な処

分を許さない運動を継続していくことを中心に取り組みを進めていきたいと思います。

今件では生保研究会や生保裁判連

合の皆様に貴重なご助言をいただきま

した。この場を借りてお礼を申し上げるとともに、今後ともご指導、ご

協力くださいますよう、よろしくお願ひします。

①理由は口頭と文書で事前に説明

し、充分理解していたはずなので

違反によって処分する際は弁明の理由付記の不備はない。

②経過から判断して、弁明を求め

機会を与えるべきことを定めてい

広島・福山市からのお口

審査請求で「取消し」を勝ち取る

福山生活と健康を守る会 中 別 伸 紀

際の理由の付記を定めています。

これらの規定の趣旨から考えると

付記理由は職権変更すべきどんな

事実関係が存在し、どの要件に該

当しているか、法のどの規定を適

用し、どういう手続のもとに処分

がされたかを、その理由の記載自

体によって明確に認識できる程度

のものが必要ですが、まったくそ

うなっていません。

もうひとつは、正規の手続をふ

んでいないこと。法62条は指示書

が要請する理由付記としては不

法が要請する理由付記としては不

法が要請する理由付記

「在日韓国人タンス預金事件預金」顛末

弁護士 永井弘二

今年五月中旬頃某病院のMSWの方から電話相談がありました。

概要は、京都市近郊の市で、長年生活保護を受給していた在日韓国人の方が、一五〇万円ほどタンス預金をしており、これが発覚したため生活保護を廃止されたという事件でした。この方は、精神病を煩っており、作業所のわずかな給与しか収入の道がないため、このタンス預金は明らかに生活保護費を少しづつ蓄えたものであることが明らかでした。また、この方の精神病や生育歴などから、この方にとっては、一定のお金が手元にあることが精神的安定につながるものでした。しかし、この市は、このタンス預金を発見してから僅か一週間で、ほとんど事情を調査することもしないまま、いきなりタンス預金全額を収入認定して、保護を廃止しました。

阪神大震災から三年半

仮設住宅災回相談の報告

メドのない住宅・生保基準以下の収入

ひょうご福祉ネットワーク

大 橋 豊

(一) 創立からの経過

阪神淡路大震災の被災者は、全壊一七万世帯、半壊二二万世帯をこえ、避難所は一五三九ヶ所に三四万人が生活、仮設住宅入居者数は四六〇五九世帯八四〇〇人でした。神戸市内の仮設住宅は主に西区北区の大規模開発地とポートアイランド、六甲アイランド埋立地に二〇〇〇戸以上づつつくられました。が、九五年三月、折角避難所から仮設に引っ越したのに街灯もなく自分の家がわからず、夜間凍死した人がありました。神戸で運動している人々も被災者が多く炊き出しなどで精一杯でした。

九五年七月、大阪社会福祉社会保障一一〇番で取り組まれている青木弁護士から「仮設住宅巡回相談をしたい」と申し入れがあり、地元としてせめて会場の準備と案内ビラ配布をと思い、いろんな人々へ呼びかけました。

雨が降ると、泥沼のように道がぬかるんでいた西神第七(一〇七)

〇戸)で七月、八月は六甲アイランド(七団地二〇九〇戸)、九月西宮市枝川とつけた後、一月神戸市内最北東端につくられた鹿ノ子台(九団地一八九六戸)に参画した藤原弁護士から「神戸でとりくもう」と提案、九六年三月から月一回四地域を巡回、第二八回が終わりました。

(二) 第二八回仮設住宅巡回四相談(六月二七日 西神第七ふれあいセンター)事例

① 五六才(男) 八六才の母と二

人ぐらし、兵庫区に一〇坪の借地上の持ち家が全壊、地代月六〇〇〇円支払っているが資金がなくして家が建てられない。「うつ病」で通院したことがある。

(公的保証で自宅再建へ)

② 六三才(男) ひとりぐらし兵

庫区アパート全壊、五月に追突事故のために頸部捻挫、むちうち症になり、大工は休業、賠償要求に対しても、加害者に誠意がないがどうしたらよい。〔調

に同行し生活保護申請〕
⑤ 七三才(男) ひとりぐらし 須磨区借家全焼 一月一七日午後五時三〇分、火災保険五〇〇万円をかけていたが、給付六〇万円、老人クラブ会員五〇人のうち四人死亡、電気メーカーに三年勤務したので年金年間三〇〇万円、所得税五〇五〇〇円

第三次住宅に申込中 せめて月一回訪ねてほしい(訪問)

⑥ 七六才(女) 長男五二才と同居市住に当選一月入居予定 一七坪の

所有地に住宅新築し、次男世帯が入居中だが、土地名義を次男にしたら税金はどうなるか。(へ贈与になるので相続に) 健康保険は、国保か社保家族か。(社保)

④ 四九才(男) 妻と長女(八才)長田区で被災、避難所から姫路市への雇傭促進住宅へ転居 左官失業 日給一万円 交通費一六〇〇円 サラ金数社から三〇四〇〇万円があり、毎日督促されている。生活保護を四月に申請したが「若いから働くように」と受け付けられなかった。電気、ガス、水道料も滞納し、供給停止通告され、六甲山で心中を計

地をガレージにし、七台分駐車料金一三万円で生活中。国保料滞納六万円は分割納入中で医療費が高くて困る。(一部負担減免申請)

⑦ 四五才(男) ひとりぐらし 兵庫区借家全壊 生活保護が六月で廃止「若いのに働いていない生活ができない、仕事がない(生保継続申入れ)

⑧ 五七才(男) ひとりぐらし 生保受給中だが年金一三万円の女性と同居したら生保はどうなるか(生保減額)

⑨ 六六才(男) 夫婦世帯、長田区四戸一棟の建物が全壊したが、

区画整理、換地がおくれて家が建てられない(区画整理の決定が早すぎた)

⑩ 八〇才(女) ひとりぐらし 男性(五〇才)の収入が基準よりもおおく公営住宅に申し込めずやむを得ず、民間借家月八五〇〇円に入居(家賃補助制度や市住入居者基準改正)

⑪ 五〇才(女) 夫婦世帯 住宅申込みすべて落選 タイル工(日給一五〇〇円)の仕事は月に一〇日~二〇日しかなく、交通費が高くて困る。所得税一三万円 国保料月三万円にも困る(確定申告で交通費は申告へ)

⑫ 七九才(男) 夫婦世帯 神戸区持家全壊 仮設入居も三回落選して西神へ 公営住宅も四回落選つづき 「仮設を早く出たい」公団住宅に入れるが家賃一三万円、県補助一年目三万円、二年目一・五万円、三年目なし、年金収入合計二五万円(仮設で公営住宅当選までがんばろう)

⑬ 五八才(男) ひとりぐらし一〇年間生活保護受給中、高血圧と糖尿病 住宅申込四回落選八五才の姉と同居したいといふと生保打切りといわれた 住宅

当選しても敷金や引っ越し代がないがどうしたらよい。〔生保で敷金、日常家具

△金沢からのお報止口・その一

「高訴訟」その後

弁護士 奥村回

一、前回「一人暮らし二〇年、自立する障害者」という形で紹介した「高」訴訟は、第六回公判以降、原告本人尋問、原告の介護者の尋問、被告証人（査察指導員という役人）を調べた後、なんとか学者証人として、矢島理絵都立大助教授と木下秀夫大阪市大教授の尋問にこぎつけた。

前者の矢島先生には、障害者の自立、地域で生活する権利（自ら

の生活スタイルを選択する権利）

等を証言していただき、後者の木

下先生には、生活保護の介護特別

需要（いわゆる厚生大臣の特別基

準の設定）について証言して頂いた。

二、本件「高」訴訟は、石川県心

身障害者扶養共済年金が収入認定

されたことに端を発した訴訟であ

つたが、この学者証人の証言以降

障害者と生活保護、特に障害者に

おける介護の意味、そして生きる

ための手段としての介護と生活保

護、介護費用の特別基準の設定の意味等々極めて本質的かつ大きなテーマが表舞台に登場となつた。原告側による「高」さんの自立生活の権利、介護の必要とその意味、生活保護法による特別需要等を前面に立てての攻勢の前に、被告側は、遂に、特別基準には数字（金額）としても上限があること、しかしその法的根拠がないこと（少なくとも明示的根拠がないこと）、高さんの場合、一時間一八一円の介護費用しか認められていないこと等を述べざるを得なくなつた。更に、高さんのような重度の障害者の場合は、施設入居が選択されるべきだと主張（訴訟進行協議における口頭での主張）まで飛び出した。

原告は、これらの被告「主張」に対し、上限金額の根拠、高さんとの介護が一時間一八一円で良いとする理由（具体的には、高さんに於ける介護の必要度とその内容および時間単価等）、施設入居につ

いては、本当に主張する気ならば

正式に準備書面にて根拠を明示し

て主張するよう強く求めている。

次回（八月二〇日）までに被告主

張が出される予定であるが、果た

してどんなものが飛び出すか、正

直言つて、楽しみである。

三、また、高さんは、平成九年度

分として、介護費用特別基準の設

定として二四時間介護相当費用の

請求をした。これに対し、福祉事

務所は、同年度最終日である平成

一〇年三月三一日になつて、よう

やくダメという決定をした。そし

て、それに対する審査請求では、

この後、どうなるのであろうか

？

国側は、準備書面等の提出すら

余裕なく、内容も精彩を欠く状態

を続けていたが、さてここらでど

う開き直つてくるのか？油断大敵

、保護亡亡、間違い日本、介護の

基、火の用心！カチカチ。

四、高さん本人は、ますます元氣。

代理人も、ヒーフー・ハーフー言

いながら元気。更に、このよう

な状況を聞いた竹下弁護士、木下教

授ら、いよいよ元気？

この後、どうなるのであろうか

？

国側は、準備書面等の提出すら

余裕なく、内容も精彩を欠く状態

を続けていたが、さてここらでど

う開き直つてくるのか？油断大敵

、保護亡亡、間違い日本、介護の

基、火の用心！カチカチ。

三日前に二〇〇〇戸に全戸配布しますが、一〇人で二時間かかり、七、八人のときは疲れます。仮設住宅に敷きつめられている碎石は足が痛くなり、屋根を固定しているロープがあり、ポストは小さいのです。しかし、水曜日のビラ配布日は雨天決行、定期出発をつづけています。

一人づつ声もかけていくビラ配布は住民への協力ですし、ひょうご福祉ネットワークの原点です。

う開き直つてくるのか？油断大敵

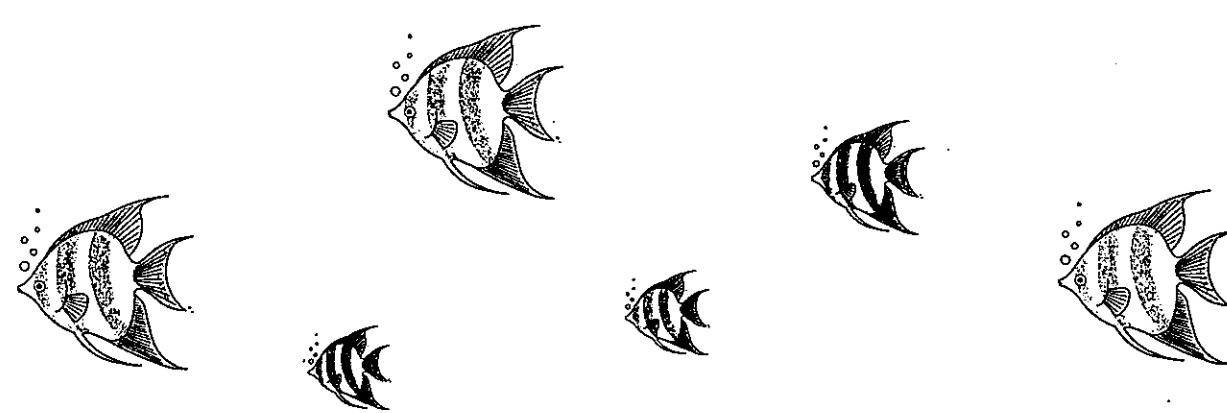
、保護亡亡、間違い日本、介護の

基、火の用心！カチカチ。

△これからのこと

二月から巡回相談に併行して炊き出しを仮設住民とボランティアではじめました。今、仮設で生き続ける人に、喜ばれるのは、

食べることです。豚汁、カレーライス、ばら寿しを二〇人から三〇人で二〇〇食～三〇〇食をつくります。ふれあいセンターに来て相



大阪からの報告

野宿者に生活保障を!

弁護活動のその後

弁護士 小久哲郎

1 はじめに
以前、竹下育男弁護士が報告した、西成区の野宿労働者の生活保護受給をめぐる活動のその後を報告する。現在弁護士は、弁護士になつて三年目、四年目の六人。金ヶ崎の地域で長年ボランティア活動に取り組んでいる金ヶ崎医療連絡会議（医療連）の人たちと協力しながら、行きがかりと勢いだけで突っ走っている状態である。

あいりん地区のホームレスについて、大都市立更生相談所（市

更相）が生活保護事務を取り扱っている（市更相条例）。従来、市更相では、要保護状態にある野宿者については、病院か施設に入所させて収容保護とし、その後老人ホームや生活保護施設などの他の施設に移すという方針を探つており、医療連などとの交渉の際にも、「市更相では居宅保護はできない」の一点張りであったという。劣悪な施設をたらい回しにされた人は、息苦しい施設生活に耐えきれず、また野宿生活に戻り、さらに体調を悪化させて病院に戻る、あるいは死に至るという状況であるという。

我々の活動は、「施設あるいは病院からアパートでの居宅保護へ」ひいては「野宿から直接アパートでの居宅保護へ」の道をつけることを目的としている。

2 金ヶ崎の現状
七月二日午前中、弁護団では、現場の様子を知ろうと、医療連の医療相談の様子などを見学した。医療相談の様子などを見学した。あいりん総合センター横で机を出して行われている医療相談には一〇〇名近い労働者が行列を組んで並んでいた。その後、町の中を歩いたが、医療センターも行列の労働者であふれかえり、講演でボランティア団体が行っている炊き出

しには、千名（？）を越える労働者が公園の周りに二重三重に列を作つて並んでいた。街、公園の至るところに、仕事にあぶれた労働者があふれかえていた。空前の不況は日雇労働者の街を直撃し、現在金ヶ崎近辺で野宿を強いられた労働者の数は三〇〇〇名を越えるという。この野宿者の数もまた、かつてない空前の規模らしい。

このような状況の中、生活保護関連の入所施設も超満員の状態で行政内でも従来の施設収容主義だけではやつて行けないと認識も生まれてきているようである。

3 三件の審査請求のその後
前回、竹下育男弁護士が報告したように、我々は、Aさん（大正十五年生・女性）、Bさん（六五歳・男性）、Cさん（六三歳・男性）の三名について既に審査請求をしている。いずれも元野宿者が施設または病院での収容保護を受けた後アパートへの居宅保護変更申請をしたが、市更相が何らの返答をしなかつたので、みなし却下決定に対して審査請求をしたものである。

三件とも、市更相の弁明書が出て、当方が反論書を提出して再弁明を求めた段階で停止している。担当部局である大阪府福祉部福祉

指導課社会援護室に対して、再三電話で督促したり、「申入書兼抗議書」を提出したりしているが、担当者は「事案が事案だけに三件をまとめて慎重に検討している。」と役人答弁を繰り返すばかりである。

行政がここまで放置するということは裁判をしてくれ、という意思表示であるとの見方もあり、現在弁護団では、再審査請求、提訴について検討している。

4 人権救済申立て
弁護団では、弁護士が申立て人になる形で、本年五月一九日、AさんとCさんの件について、大阪弁護士会に人権申立てをした。問題にした人権侵害行為は、①市更相職員が、Aさんが提出した保護変更申請書を受理せず「遺失物として扱う」と発言した行為、②市更相職員が、Aさんを病室に訪ね、保護変更申請書を突き返して取り下げを働きかけた行為、③AさんとCさんがそれぞれ代理人弁護士を通じて送付した保護変更申請書を申請と取り扱わず受理しない行為（その理由は、題名が「通知書」になつていたこと、生活保護申請は代理にはなじまないという驚くべきものである。）である。

この救済申立てでは、可及的速やかな決定を求めて、実態には入らず、一見明らかに違法な申請の受理をめぐる手続き上の問題のみを取り上げた。

なお、申立ての際、私たちは、大阪の司法記者クラブで記者会見をしたが、反応は極めて悪く、新聞には一切載せて貰えなかつた。

やかな決定を求めて、実態には入らず、一見明らかに違法な申請の受理をめぐる手続き上の問題のみを取り上げた。

やかな決定を求めて、実態には入らず、一見明らかに違法な申請の受理をめぐる手続き上の問題のみを取り上げた。

やかな決定を求めて、実態には入らず、一見明らかに違法な申請の受理をめぐる手続き上の問題のみを取り上げた。

金沢からの報告・その一

宮岸年金訴訟は今

弁護士 橋本明夫

本件は、金沢市に住む一審原告の宮岸さんの老齢と障害の二つの年金について、八五年の改正年金法の下では併給調整による一年金が分しか支給できないこととなつて、いたにもかかわらず、年金行政当局（社会保険庁）が間違つて、五年間も、二年金とも併給して支給して來たところ、五年後にたまたま当局が過払いを「発見」し、そ

九七年二月二七日の一審東京地
裁判決は、当局が過払金の返還を
今さら求めることはできない旨宣
言しつつも（根拠として信義則違
反と善意の不当利得返還請求にお
ける現存利益不存在論とを組み合
わせている。）、一年金の支給し
か認めない併給調整処分自体は適
法として請求棄却としたため、宮
岸さんは控訴した。

控訴審（東京高裁）の争点は一

く、併給された年金を生活のため
に使い切ってしまった宮岸さ
んに対して、五年間さかのぼって
の併給調整をし、過払分（約二〇
〇万円）を全額返せと言ってきた
事件である。当局が過払い分を強
制的に返還させようとして、発見
後の各支払期の年金支給額を返還
用に削ってきたため（内払調整）
、宮岸さんは生活保護を受けざる
を得なくなり、宮岸さんは、生活
保護でなく、自分の年金で暮らし
たいという思いで併給調整処分の
取消を求めて審査請求以来闘つて
来たのである。

審同様多岐にわたるが、大きくは、第一に、老齢と障害の本件年金の併給調整（制度）の合理性・憲法二五条適合性の問題があり、その各論的論点として、八五年の年金法改正の下での（障害）基礎年金創設の趣旨をどのようにとらえるか、（生活保護でなく）「年金による最低生活保障を」という具合にとらえられるのかどうか、という問題がある。第二に、本件併給・過払金発生の経過、宮岸さんには何ら落度のないことからして、一審判決の言うように、単に本件過払金について一審被告（社会保

陰序長官)による返還請求が許されないというレベルにとどまらず、端的に本件併給調整処分自体が信義則違反として違法であるまで言えるのかどうかという問題があり、その前提の事実問題として、宮岸さんが本件併給受給の開始時点において行政窓口に出向いた際に二年金が併給されることについて行政職員から確認を得た事実が

相の立場は「施設での相当期間の生活」を敷金支給の前提としており、この点が今後の攻防点になるものと思われる。

また、個別のケースでも、幾つかの成果が現れている。

元勤務先の会社の寮に好意で置いてもらっている六七歳の男性が、その寮を居宅として生活保護を開始してもらいたいとの希望を持っていたところ、浪速福祉事務所は「会社の寮にいるのはいかんない。」などと対応していた。ところが、弁護団の江村智穎弁護士が生活保護開始申請書に「会社の寮

どうか、という問題がある。

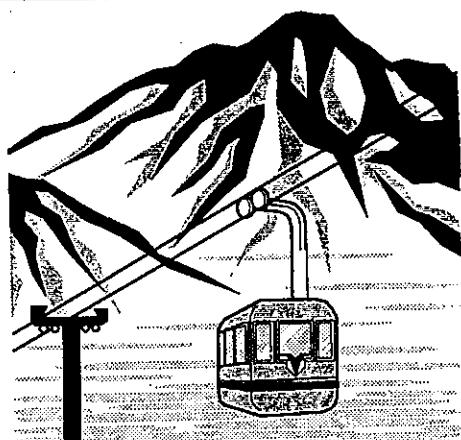
控訴審の第一回弁論は九七年一〇月で、本年（一九八八年）四月が第四回であった。これまで、当方は準備書面を次々と提出しつつ、専門家（学者）証人を申請しその採用を強く求めようやく採用させ、他方、障害と老齢と病気のため東京に行くことが不可能な宮岸さんの最近の生活状況等についてのビ

も生活保護法上の『居宅』に該当することは明らかである」との意見書を付けて送付し、職員との面談にも立ち会った結果、一転して保護開始を認めたのである。このように個別の申請行為に弁護士が協力することで、おそらくは常日頃山のように行われているあるう、職員のいい加減で根拠のない不當な門前払い行為を抑止していく力になればと思う。

以上のように、思慮の足りない若いもんが寄り集まつて活動しているというのが実態なので、今後とも生活保護裁判連の方々のお力

認定されるかどうか、という問題がある。そして、そもそも基本的な問題として、障害があり老齢でもある宮岸さんの、年金が併給調整され一本化された現在の年金額の下での生活実態が健康で文化的な最低限度の生活と言えるのか

デオ撮影を行い、本年六月には裁判所でビデオテープの事実上の検証を行った。



この訴訟の内容については以前にも報告したことがあるので、ごく簡単に紹介することにします。

原告は現在九〇歳の寝たきりの女性で、提訴当时（一九九六年四月）は八八歳でした。原告は一九八七年から週に二回、大阪市のホームヘルパー派遣（家事サービスのみ）を受けていましたが、脳梗塞後遺症のために上下肢の麻痺が生じ、一九九三年五月に家中で伝い歩き中に転倒して大腿骨を骨折し入院しました。原告は当時六〇歳の長男と二人で暮らしていましたが、退院後ADL（日常生活動作）が悪化しボーダブルトイレへの移動や衣類着脱等について解除が必要になったため、ホームヘルプサービスの内容にこれらの介護サービスを追加してほしいと福祉事務所に申請しました。しかし祉事務所は、長男が介護に当たるために仕事も辞めて生活保護を受けているのだからヘルパーによる介護は認められないとして拒否しました。そしてその後二年間放置した結果、原告は完全に寝たきりになり、脳梗塞後遺症による嚥下障害が進んで一回の食事に二時間から三時間もかかるようになりました。一人で介護に当たる長男は介護疲れと腰痛のために負担は限界を超える、このままでは親子

共倒れになるという危機感を持った原告と長男は訴訟に踏み切ることにしました。

訴訟は行政事件訴訟法に基づく取消訴訟と国家賠償法に基づく國家賠償請求の二本立てです。取消訴訟は原告に対する「週三回・一回当たり二時間」という派遣変更決定（すなわち行政処分）が少なすぎ違憲・違法だから取消を求めるというものです。原告は、少なくとも「週七回・一回当たり三時間」の派遣が必要であるとして

共倒れになるという危機感を持つた原告と長男は訴訟に踏み切ることにしました。

訴訟は原告に対する裁判所の出張は原告本人に対する裁判所の出張張がたかわされた後、証拠調べ尋問から始まりました。このときの模様については、ホームヘルパー派遣訴訟を支える会（事務局は○六一六三三一七六一一・青木佳史弁護士）が発行する「八八歳の願い2」に眞継寛子弁護士が詳しく書いていますのでそちらをご覧下さい。原告の頑張りによってたいへん感動的な尋問となり、裁判官

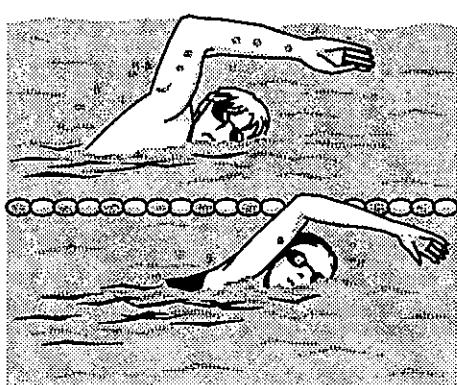
た。一年間にわたり被告大阪市及び福祉事務所長と原告との間で主張がたかわされた後、証拠調べ尋問から始まりました。このときの模様については、ホームヘルパー派遣訴訟を支える会（事務局は○六一六三三一七六一一・青木佳史弁護士）が発行する「八八歳の願い2」に眞継寛子弁護士が詳しく書いていますのでそちらをご覧下さい。原告の頑張りによってたいへん感動的な尋問となり、裁判官

書かれていません。しかし、主査もコーディネーターもこの「要綱」すら無視して、自分たちの独断基づいて実務が運用されているということが明らかになりました。厚生省の作成した「ホームヘルプサービス事業運営の手引き」は、ホームヘルプサービスは高齢者本人と家族に対する援助であり、同居家族がいることを理由にヘルパーを派遣しなかったり、派遣の優先順位を引き下げてはならないことを強調していますが、主査も

原告弁護団は、このような福祉事務所の対応の問題点を専門家の意見に基づいて分析するため、在宅ケア研究の権威である太田貞司・広島女子大学教授の意見書を提出し、一九九八年八月四日、これに基づく最終弁論を行いました。

判決言渡は九月二九日午後四時と指定されました。原告弁護団は、必ずや勝訴判決を得られるものと期待しています。皆様のご支援をお願いします。

原告本人に統いて福祉事務所の担当主査とコーディネーターの尋問を行いました。この二人が原告に対するホームヘルパー派遣を決定していたのですが、二人ともおどり答えを連発して傍聴席を驚かせ、怒りを巻き起こしました。要するに、大阪市は「高齢者の介護は家族が行うものであり、福祉事務所やホームヘルパーは、どうし



失業者・日雇い労働者の生存権を問う林訴訟は、九六年一〇月三〇日の一审判決では原告林勝義さんの全面勝訴であったが、九八年八月八日の控訴審判決では大方の予想を裏切って林さんの敗訴となつた。林さんは、これを不当として八月一九日に最高裁判所に上告し、九七年一〇月八日上告理由書と証拠を提出した。その後、弁護団に新井章弁護士などに加わっていただき、現在補充書を提出すべく鋭意検討中である。

う論理で、野宿に追い込また必要最小限の食事すら取れなかつた上告人の生活保護の支給を拒んだのは、明らかに生存権を否定するものであり、憲法第二五条に違反する。

名古屋

・林訴訟は今・・・

藤井克彦（笛島診療所）

の助長を規定した法第一条に違反している。

あり就けない状況である。
以下、上告理由書の内容を簡単
にまとめることにしたい。

判決は、名古屋市立局と同様に野宿者に対する偏見を前提として、上告人が働く場があるにもかかわらず、働くことしなかつたと邪推し、「稼働能力を活用できたはずだ」という過重な要件を課しており、憲法第一四条に違反する。

2 憲法第二五条違反・・・判決が、「就労できたはずだ」とい

就くことができなかつたことを無視し、抽象的なかつ誤つた有効求人倍率を根拠に、「就労の可能性があるたはずだ」とするが、これでは保護の実施機関に無限の拒否理由を与えることになり、稼働能力さえあれば保護を認めないと考え方と同一の要件で判断したに等しい。判決は、法第四条の保

荷の高い仕事を求めていたと認定するが、そのような事実はない。また毛髪を整えないため採用を断られたと認定したが、軽作業しかできない上告人は仕事に耐えられないと判断されたことが採用を断られた主要な理由であり、前提事実に誤りがある。③住み込み就職先はほとんどなく、五五才以上の

上記のようは上告人の移情能を活用する場があつたとする判の認定は、その理由を全く欠く、あるいはその事実は、かえつての結論を認定すべき事実ばかりであつて、判決は明らかに理由不、理由翻訛の違法を免れない。

7 審理不尽・・・判決は、

告人の年齢層での有効求人倍率

う論理で、野宿に追い込まなければならぬと主張するが、この主張は、明瞭な法理的根拠を欠いてゐる。すなはち、この主張は、憲法第二十五条の規定に違反するものである。

3 生活保護法第一条違反

上告人に対する最低生活保障の実現を目的とするためには、上告人に就労の機会を提供するよりもかかわらず、これらを拒否した福祉事務所の処分を追認した判決は、最低生活保障と要保者の自立最小限の食事すら取れなかつた上告人の生活保護の支給を拒んだのは、明らかに生存権を否定するものであり、憲法第二十五条に違反する。

護の補足性の原理を口実に、稼働能力の活用のハードルを意図的に無限に高くすることにより、この世に少しでも求人があれば、稼働能力がある者に対する一切保護を認めないと判断をしており月らかに進去は解釈である。

求人は少ない。そもそも野宿を禁じられている状況では、就職は困難である。判決は、野宿者のおかれた状況についての一般的理解から著しく遊離し、現実の職安の求人状況を無視したものであり、経験則違反である。^④上告人は、この置かれた具体的な生活状況の中で、精一杯の求職活動を続けたにもかかわらず、就労の場が得られなかつたのであり、他方就労の機会がなく、上告人に就労の機会があ

検討しておらず、そもそも統計表の数値の読み方を理解していたのかさえ疑問である。また判決は、上告人の求職活動が不十分であつたとするが、そこには、論理の飛躍があつたり、事実を十分踏まえていないなどの問題点がある。さらには、控訴審は口頭弁論が三回しか開かれておらず、裁判所が何に关心をもつているかの意向表明もなき、当然一審の結果を認めていくものと思わせるものであった。一審の事実認定を覆すのであれば、改めて双方に十分主張・立証せらる機会を与えるべきである。河ら

